

令和元年12月2日開会

令和元年第3回

つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、令和元年第3回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました案件は、予算案6件、条例案6件、指定管理者の指定1件、その他1件の合わせて14件であります。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第55号「令和元年度つがる市一般会計補正予算（第5号）案」は、特別職及び職員の給与改定に要する経費、当初予算に見込めなかった経費等について、所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、一般会計の予算規模は、既決予算に1億547万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を256億5,510万9千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、ご説明申し上げます。

まず、この度の職員の給与改定においては、青森県人事委員会の勧告内容に準じ、給料月額及び勤勉手当の額を引き上げることとし、給与関係費との調整を行ったうえで計上しております。

また、特別職及び議員の期末手当については、職員に準じて支給割合を0.05月分引き上げることとしております。

次に、給与改定経費以外のものについて、款を追ってご説明申し上げます。

民生費については、障害者福祉費の障害福祉サービス費等給付費において、利用者数が増加したことなどにより1,626万円を追加計上いたしました。

保育所運営費においては、一時保育事業補助金の国庫補助基準額が改定されたことにより1,614万円を追加計上いたしました。

農林水産業費については、農地費において、暗渠排水整備に係る農地耕作条件改善事業補助金340万6千円を追加計上いたしました。

教育費については、文化管理費において、旧木造中央公民館講堂移築保存事業に係る施設用備品として319万円を計上いたしました。

次に、歳入予算について、ご説明申し上げます。

補正予算の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国・県支出金について、それぞれ所要額の補正を行うとともに、繰入金において財政調整基金から繰り入れることにより、全体の補正額を調整したところであります。

議案第56号から議案第60号の令和元年度各特別会計補正予算案につきましては、ご審議の際に詳細なご説明を申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第61号から議案第63号までの3改正条例案は、青森県人事委員会勧告に基づき、職員の給与等の改定及び特別職、議会議員の期末手当を改定するものであります。

議案第64号「つがる市職員等の旅費及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例案」は、地方公務員法の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第65号「つがる市下水道事業の設置等に関する条例案」は、下水道事業会計の公営企業会計移行に必要な条例を制定するものであります。

議案第66号「つがる市公共下水道条例等の一部を改正する条例案」は、下水道事業会計の公営企業会計への移行に伴い、関連する5条例の整備を行うものであります。

議案第67号「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件」は、つがる市木造農村環境改善センターにおける指定管理者を指定するものでございます。

最後に、議案第68号「木造新田地域5町村新市建設計画の一部変更の件」は、合併特例債の発行可能な期間が5年間延長されたことから、本市で引き続き合併特例債をより効果的に活用するため、特例債発行に必要となる本計画を延長するものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明

申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げ、提出議案の説明といたします。